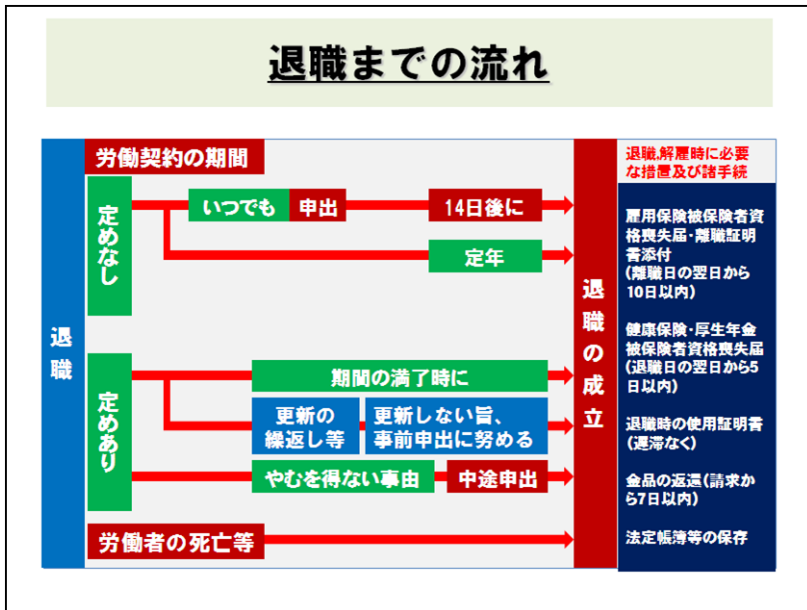


8-2 退職までの流れ



退職

退職とは労働者による労働契約の解約である。

任意退職と合意解約

労働者の退職の意思表示は、任意退職（労働者の使用者に対する一方的意思。2週間後には当該労働契約は終了する（民法第627条1項））と合意解約（依頼退職とも云われ、申込後、使用者の承諾の意思表示があつてはじめて効力が生ずる）に大別される。

定年退職制による労働契約の終了

定年退職制の場合は、自動的に労働契約は終了する。（定年解雇制の場合は、あらかじめ解雇手続を踏むことを要する。）

労働契約期間の満了

労働契約は、期間の満了によって当然に終了する。ただし、有期労働契約が反復更新されているような場合には、解雇権濫用法理の類推適用がなされることがある。

労働者の死亡、企業の消滅

労働者の死亡によって労働契約は終了する。

法人の消滅の場合においては、法人の清算が完了する時期又は、それ以前に労働者が退職し、解雇されたとき労働契約は終了する。